

# 新宿区国民健康保険条例改正(案)の概要

資料1

## I 諮問事項

### 1 保険料率等の改定

(条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5)

区 分		改正案	現 行	増減	増減率
医療分	所得割	6.45/100	6.30/100	0.15/100	2.38ポイント
	均等割	33,900円	32,400円	1,500円	4.63%
	賦課割合	58:42	58:42	—	—
	限度額	520,000円	510,000円	10,000円	1.96%
支援金分	所得割	1.98/100	2.17/100	△0.19/100	△8.76ポイント
	均等割	10,800円	10,800円	—	—
	賦課割合	58:42	58:42	—	—
	限度額	170,000円	160,000円	10,000円	6.25%
合計	所得割	8.43/100	8.47/100	△0.04/100	△0.47ポイント
	均等割	44,700円	43,200円	1,500円	3.47%
	限度額	690,000円	670,000円	20,000円	2.99%
介護分	所得割	1.40/100	1.55/100	△0.15/100	△9.68ポイント
	均等割	14,700円	15,300円	△600円	△3.92%
	賦課割合	50:50	50:50	—	—
	限度額	160,000円	140,000円	20,000円	14.29%

(改定等の理由)

[医療分]

○特別区全体として、以下のとおり見込んで算定し、結果として、賦課総額(医療分)は増加した。  
(資料3参照)

- ①後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数は減少する。(減要素)
- ②1人当たり療養給付費は、前期高齢者の加入割合が高くなるため、増加する。(増要素)
- ③前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療費が増加するため概算交付額が増加する。(減要素)
- ④ロードマップに基づき、高額療養費等の賦課額の2/4を算入する。(約159億円)(増要素)

[支援金分]

○特別区全体として後期高齢者支援金は、後期高齢者の医療費増の影響を受け、概算支援金額が増加するものの、前々年度の精算分としての還付額が増加する。その結果、賦課総額(支援金分)は、減少する。(資料3参照)

[介護分]

○新宿区の介護納付金は、概算分について介護給付費に係る第2号被保険者の負担率見直しの影響により減(26年度比で約8,700万円減)が見込まれること、同納付金の前々年度の精算分の影響や減額措置相当分として的高額療養費相当分が減少することなどの理由から全体の保険者負担額は、約1億1,900万円の減である。(資料2参照)

## 2 保険料の減額（条例第19条の2）

区分		改正案	現 行	増減
医療分	7割減額	23,730円	22,680円	1,050円
	5割減額	16,950円	16,200円	750円
	2割減額	6,780円	6,480円	300円
介護分	7割減額	10,290円	10,710円	△420円
	5割減額	7,350円	7,650円	△300円
	2割減額	2,940円	3,060円	△120円

（改定等の理由）

○医療分、介護分のそれぞれの均等割額の改定に伴い、減額する額を改定する。

## 3 賦課限度額の増額（条例第15条の8、第15条の16、第16条の5、第19条の2）

医療分賦課限度額について「51万円」を「52万円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額について「16万円」を「17万円」に、介護納付金賦課限度額について「14万円」を「16万円」に改め、また、同様に、保険料の減額を規定する条項においてそれぞれ賦課限度額を改める。

## II 報告事項

### 1 国民健康保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直しに伴う規定の整理について（条例第19条の2）

平成27年1月14日「平成27年度税制改正大綱」が閣議決定され、「国民健康保険税均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得」が見直されることになった。今後、国民健康保険料についても、同様の政令改正が予定されているため規定を改める。（5割軽減・2割軽減の判定基準を見直す。）

### 2 財政基盤強化策の恒久化に伴う規定の整理について（条例第14条の3）

国民健康保険法の改正及び国民健康保険法施行令の改正により、平成26年度までの暫定措置である財政基盤強化策（保険者支援制度）と都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業）が、平成27年度以降、恒久化されることにより、規定を改める。